

伊江村立保育所 運営規程

令和8年4月

1. 施設の目的

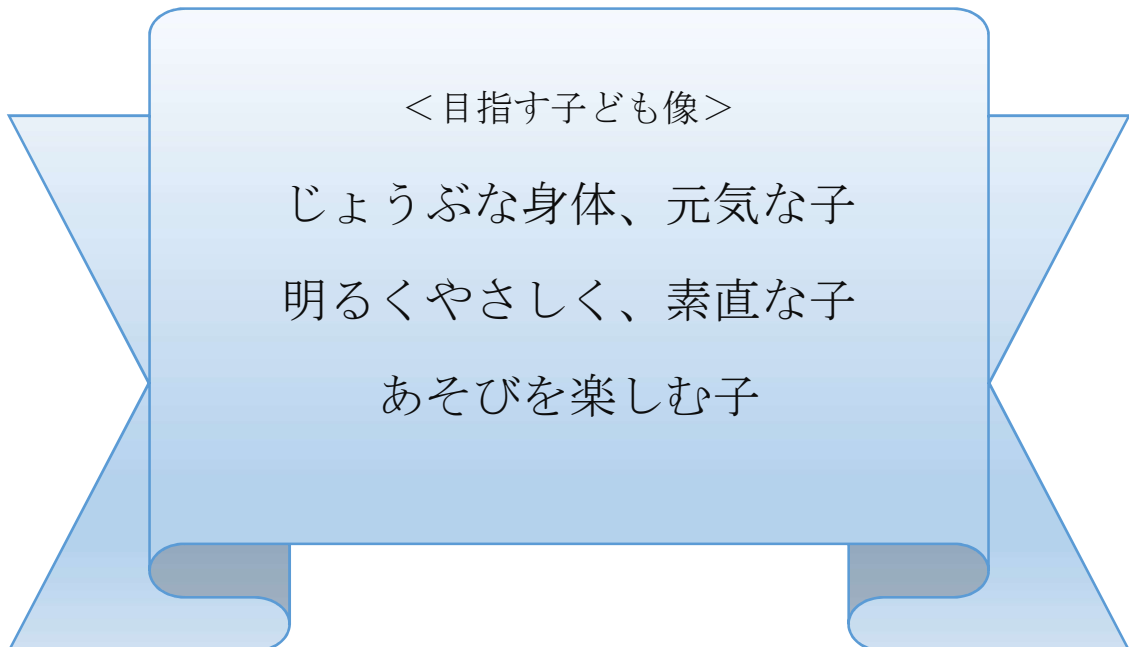
保育所は、保護者が労働に従事している場合、あるいは疾病にかかっているなどのため、家庭において十分保育することができない児童を保護者の下から通わせて保育することを目的とする施設であり、入所した児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものである。

2. 運営方針

保育所の運営にあたっては、子どもの最善の利益を考慮するとともに保育理念に基づき、全職員が協力して取り組みます。また、運営をするにあたり、保育の「全体的な計画」を土台とし、「保育目標」を踏まえ、「保育方針」を具体化した「指導計画」を作成し、保育を行います。

3. 保育の理念

子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指します。



4. 保育目標

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場所である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行います。

- ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- エ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たります。

5. 伊江村立保育所紹介

【対象児童】

入所基準年齢…0歳（出生6ヵ月以降）～3歳児まで。

【保育時間について】

保育所の保育時間及び開所時間は、月曜日から金曜日の午前7時45分から午後6時まで。ただし、土曜日については、午前7時45分から正午まで。

＊令和8年5月9日より西保育所敷地内にあります子育て支援センターにて西、東保育所合同で行います。

【保育所の休日について】

保育所の休日は次のとおり

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第173号）に規定する休日
3. 12月29日から1月3日までの日
4. 6月23日
5. 上記以外に村長が定める日（例：台風襲来臨時休所等）

【職員の配置について】

各保育所に所長1名、主任保育士1名、保育士職員を配置します。

この他に保育補助、休暇代替え職員、調理師、事務員、用務員を配置します。

東保育所

所在地	伊江村字東江前200番地
設立年月日	昭和49年5月20日
改築年月日	平成25年4月1日
定員数	90名
電話番号	0980-49-2223



西保育所

所在地	伊江村字川平599番地1
設立年月日	昭和42年5月25日
改築年月日	令和3年4月1日
定員数	90名
電話番号	0980-49-2104

6. 提供する保育の内容（保育方針）

- ア 子どもが安心感と信頼感をもって活動出来るよう、子どもの思いや願いを、やさしくしっかり受け止めます。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活が出来る環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えます。
- ウ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果のあるものにするよう援助します。
- エ 子どもの発達について理解し、個人差に配慮しながら、一人ひとりの発達過程に応じて保育します。
- オ 子どもの主体性を大切にします。特に乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的な保育に努めます。

＜保育環境・保育の特徴＞

島の豊かな自然や文化を活かした体験や地域とのかかわりを大切にしています。また、子ども達が健康でたくましく、心豊かに育つ事を願って、下記の保育活動を行っています。

- ★島の文化（民話・村踊り・方言など）を保育に取り入れています。
- ★歯の健康を守るため、村の歯科保健施策として、フッ化物洗口（3歳児）、フッ素ジェル塗布（1、2歳児）を行っています。
- ★丈夫な身体づくりとして、幼児の運動遊び（フロアリズム・アクアリズム）を行っています。（3歳児）

＜年齢別の保育目標＞

- 0歳児：生活リズムの基礎づくりとともに、人との信頼関係の土台をつくります。
- 1歳児：自分の思いや願いの芽生えを大切にし、大人への信頼感を育みます。
- 2歳児：自己主張を大切にしながら、生活経験を豊かにします。
- 3歳児：自分でできることに喜びを持ちながら、友だちとのつながりを広げ、集団で活動することを乐しみます。

1日の過ごし方（デイリープログラム）

0歳児（離乳食の子）	1歳児	2歳児	3歳児
7：45 開所	7：45 開所	7：45 開所	7：45 開所
・授乳	9：30 おやつ	9：30 おやつ	9：15 朝の会
・睡眠	10：00 あそび	10：00 あそび	10：00 あそび
・あそび	11：20 食事	11：15 シャワー	11：30 シャワー
10：30 } 離乳食	ハミガキ	11：30 食事	11：45 食事
11：00 } ハミガキ	11：50 沐浴	ハミガキ・フッ素ジェル	ハミガキ
11：30 沐浴	フッ素ジェル		フッ素洗口
あそび	12：30 昼寝	12：45 昼寝	13：00 昼寝
12：45 授乳・睡眠	14：45 めざめ	15：00 めざめ	15：00 めざめ
15：00 めざめ	15：20 おやつ	15：30 おやつ	15：30 おやつ
16：00 授乳	16：00 あそび	16：00 あそび	16：00 あそび
17：00 あそび	降所準備	帰りの会	帰りの会
18：00 閉所	18：00 閉所	18：00 閉所	18：00 閉所

(1) 主な年間行事 (予定)

4 月 ・入所 オリエンテーション	5 月 ・交通安全指導 ・内科健診 ・尿・ぎょう虫検査	6 月 ・歯科健診
7 月 ・セミとり ・プール開き	8 月 ・アクアリズム	9 月 ・夏祭り(各保育所)
10 月 ・運動会	11 月 ・秋の遠足 ・消防団による避難訓練 ・内科健診 ・尿・ぎょう虫検査	12 月 ・おゆうぎ会 ・歯科検診
1 月 ・新年お楽しみ会 ・凧あげ	2 月 ・節分(豆まき) ・クッキー作り ・カレーパーティー	3 月 ・ひなまつり ・お別れ遠足 ・お別れバイキング ・卒所式

※身体測定、避難訓練、誕生会を毎月行います。

※高齢者との交流(ミニディ、老人ホーム慰問)を各保育所で実施します。

※3歳児は週に1回フロアリズムに参加します。

※毎月1回、方言読み聞かせを実施しています。(隔月)

※実習生、体験学習、ボランティア活動の受け入れをしています。(幼、小、中交流)

※巡回支援事業も実施しています。(年3回)

(2) 給食について

- ・保育所における給食は、乳幼児の心身の成長発育と健康保持増進に必要な食物を提供します。また、必要栄養素の基準量を考慮し、バランスのとれた献立を作成し提供します。
- ・食育の視点を重視し、おいしく、楽しい食事になるよう栄養士、調理師、保育士が連携を図り実施しています。

※調理師及び調乳する保育士は、毎月検便を行っています。

- ・食物アレルギーについて

※食物アレルギーのあるお子さんは担任へ報告をお願いします。

- ・除去食については医師の診断を踏まえ、保護者と調理師、保育士等が確認し個別に対応しています。アレルギー検査は、医師とご相談の上、実施してください。(生活管理指導表の提出をお願いします。)
- ・献立表と給食便りは月初めに配布します。
- ・月1回お弁当の日があります。(空っぽの弁当箱を持たせてください)

(3) フッ化物について

- ・子どもの健康な歯の育成のため、村の歯科保健施策として、保育所では食後の歯磨き後にフッ素ジェル塗布(1、2歳児)・フッ素洗口(3歳児)を実施しています。希望にあたっては承諾書の提出をお願いします。

(4) 保育所と家庭との連携について

- ・保育所からは、毎月「保育所だより」や「保健だより」等を発行しています。また、0歳児から2歳児については連絡帳の記入、3歳児については「さくら組だより」を発行し情報の発信や保護者との連絡を行っています。連絡帳やお便りのご確認をお願いします。

7. 保育所のご利用に際しての留意点

(1) 送迎について

- ・送迎については保護者付き添いが原則です。
- ・安全に気をつけ、責任をもって送迎をお願いします。登降所の際は必ず保育士、保護者間で引き渡しをしてください。

(2) 服装と持ち物について

- ・服装は、薄着で、活動しやすい物、吸収性のある物、脱ぎ着しやすい物を着用させてください。吊りズボンやかぎホックなどの扱いにくい服は控えてください。
- ・汚れた服を入れるビニール袋は毎日カバンに入れてください。
- ・帽子について 各年齢で色分けしています。入所時にご注文ください。
- ・歯ブラシについて

食後に歯みがきをします。各自年齢にあった歯ブラシを持たせてください。

年3～5回取替えます。(各クラスでご確認ください)

- ・お昼寝用の布団を持ってきてください。(ベビー用布団、布団入れ袋)
週末には持ち帰り、洗濯をお願いします。

※持ち物（衣服・紙おむつ・帽子・靴・ぞうり・カバン・布団・歯ブラシなどすべて）に記名をお願いします。

（３）保育料（主食費）以外に費用を求める種類、支払を求める理由とその額

種類	金額	理由
Tシャツ代	1,000 円程度/年額（３歳児）	フロアリズムのユニフォーム
帽子代	1,200 円/1 枚	各自の帽子として使用（卒所まで）

* Tシャツ代、帽子代は物価高騰等の諸事情により金額の変更があります

（４）その他

ア. 早寝、早起き、朝ごはん、歯磨きを心がけましょう。

イ. 毎朝、登所する前にお子さんの様子（健康状態）を確かめてください。いつもと様子が変わっている時は担任に連絡をしてください。

ウ. 9 時までには、登所しましょう。感染症予防のため、入室の際は必ず、手洗いをしてください。

エ. 休む場合は必ず担任へ連絡ください。保育時間途中に登降所の場合も必ず連絡をお願いします。

オ. 保育施設の門を開けたままにしておく子どもが外に出ることがあり危険です。その都度必ず門を閉めてください。

カ. チャイルドシートの着用（平成 12 年 4 月に着用が法制化）が義務付けられています。抱っこしたままでの運転は止めましょう。

キ. お子さんの健康状態がすぐれない場合

- ・体温が 37.5℃以上ある、咳、下痢、嘔吐、湿疹などの症状があるなどの場合は保護者へ連絡しますので家庭保育をお願いします。お子さんの健康を守るため、また感染症予防のため御協力ください。（平熱の個人差はありますが、厚生労働省のガイドラインでは明らかな発熱を 37.5℃としています。）

次の場合は家庭療養をお願いします。

※発熱し、12 時間以内に解熱剤を使用している場合、38 度以上の熱が出ていた場合

※咳…喘息や呼吸困難がある、夜間咳のために起きる、機嫌が悪いなど

※下痢…24 時間以内に複数回以上の水様便がある。朝、排尿がない、機嫌が悪い

※嘔吐…24 時間以内に複数回以上の嘔吐がある、食欲がない、機嫌が悪い

ク. 保育中の発病又はけがのため、集団生活ができないときは連絡しますので、お迎えをお願いします。保育中のけがは応急の処置をし、場合によっては医療機関で受診します。

ケ. 投薬について

- ・保育時間内に投薬が必要なお子さんは保護者の方が責任をもって投与してください。投与する薬は原則としてお預かりしません。

※軟膏の塗布、点眼など必要な場合は連絡ください。（保育所で行います）

- ・感染予防のため、予防接種を医師の指示に従い適切な時期に受けましょう。

コ. 住所、勤務先、緊急連絡先などが変更となる場合及び退所する場合は、担任へ連絡してください。

○子どものかかりやすい感染症と登所のめやす

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登所に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

※保育所内での感染症の集団発症や流行につながらないこと

※子どもの健康状態が保育所での集団生活に対応できる状態に回復していること

病名	登所のめやす	備考
インフルエンザ	発症した後5日、かつ解熱した後3日を経過するまで	体温記録表提出
麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで	医師の診断を受け、治癒証明書を提出
風疹	紅班性の発疹が消失するまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになってから	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
咽頭結膜炎（プール熱）	熱が下がり、咽頭痛、結膜炎なくなつて2日を経過してから	
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから	
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の抗生剤による治療が終了するまで	
腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）	主治医の許可がでるまで	
溶連菌感染症	抗生剤を飲んで1～2日以上経過し、熱がなく元気であれば登所可	治癒証明書の提出はなし
マイコプラズマ感染症	熱が下がり、咳がよくなり、全身状態が改善した状態	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
伝染性紅斑（りんご病）	合併症がなく、全身状態がよいこと	
ロタ・ノロウイルス	下痢、嘔吐が治まり、普段の食事がとれること（下痢、嘔吐がおさまっても2週間程度は排菌があるので注意）	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよい	
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと	

8. 虐待防止のための措置に関すること

- ・児童への虐待の防止のための措置として、職員は、児童の人権擁護及び虐待防止に関する研修の機会を設けるとともに、入所児への虐待が疑われる場合には、入所児を保護するとともに、家族における養育環境の改善がなされるよう村長及び関係機関に通報するものとします。

9. 緊急時における対応方法

- ・お預かりしているお子さんに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、必要に応じて保護者に連絡するとともに、速やかに嘱託医、村診療所、警察署に連絡をとるなどの必要な処置を講じます。
- ・保護者との連絡がとれない場合には、子どもの身体の安全を最優先し、各保育所にて責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。
- ・保育中、子どもがけがをした場合は、職員が説明を行います。

10. 非常災害対策

- ・非常災害時には、別に定める計画書等により対応します。
- ・火災、地震を想定した避難訓練を各保育所で実施し、非常災害の発生に備えます。

○台風

- ・保育が出来ない場合の休所の連絡、また、保育開始時間が遅れる場合や保育時間中に状況判断した場合のお迎えはコドモンにて連絡および防災無線にて連絡をします。

○地震

- ・保育中に大きな地震が発生した場合、施設内での子どもの生命の安全確保を最優先に対応するとともに、直ちに津波避難場所への避難行動をとり、安全が確認されるまでは津波避難所で待機します。
- ・揺れがおさまった後など、帰宅した方が安全であると判断した場合に限り、お迎えの連絡をします。(状況により、これ以外の対応をとる場合もあります。) 避難先などはそれぞれの保育所により異なりますので、事前にご確認ください。

各保育所の海拔と津波避難場所

	伊江村立東保育所	伊江村立西保育所
海拔	2 4 m	2 5 m
避難先	津波避難場所 東江前公民館	津波避難場所 ミースィ公園北側広場

1 1. 福祉（保育）サービスに関する苦情解決

- ・提供する福祉（保育）サービスについて保育所利用者からの意見、要望又は苦情を解決するため、相談解決責任者、意見、要望等の受付担当者及び第三者委員を設置します。

1 2. 保育所におけるその他の留意事項

- ・保育所の敷地内はすべて禁煙です。

1 3. その他保育所に関する重要事項

- ・施設運営主体・管理者
 - 東保育所及び西保育所は、公立の施設です。
 - 運営主体は伊江村、代表者は伊江村長です。
 - 管理者はその保育所の所長です。

家庭療養のめやす

発熱の場合	下痢の場合	嘔吐の場合
・ 1 2 時間以内に解熱剤を使用してる。 ・ 1 2 時間以内に 38℃ 以上の熱が出ていた。 ※熱性けいれん既往歴がある場合 ・ 解熱していても、発熱後 2 4 時間は自宅で様子をみる。	・ 2 4 時間以内に複数回の水様便がある。 ・ 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする。 ・ 下痢と同時に体温がいつもより高い。 ・ 朝に、排尿がない。 ・ 機嫌が悪く、元気がない。 ・ 顔色が悪く、ぐったりしている。	・ 2 4 時間以内に複数回の嘔吐がある。 ・ 嘔吐と同時に体温がいつもより高い。 ・ 食欲がなく、水分も欲しがらない。 ・ 顔色が悪く、ぐったりしている。

咳の場合	発しんの場合
・ 夜間しばしば咳のために起きる。 ・ ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある。 ・ 呼吸が速い、少し動いただけで咳が出る。	・ 発熱とともに発しんがある。 ・ 感染症による発しんが疑われ、医師より登所を控えるよう指示された。 ・ 口内炎がひどく食事や水分が摂れない。 ・ 発しんが顔面等^{おお}にあり、患部を覆えない。 ・ 浸出液（ジクジクしている）が多く他児への感染のおそれがある。 ・ かゆみが強く手で患部を掻いてしまう。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」2018 年改定版より